東日本大震災被災地等派遣職員

活動記録集 2019

令和元年9月

三重県防災対策部

目 次

I	東日本大震災被災地派遣職員活動報告
_	

平成 2	9 • 3	3 0 年度派遣職員	
松田	将成	(宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部へ派遣)・	• • • • • • 1
平成3	0年原	度派遣職員	
今西	泰久	(岩手県環境生活部県民くらしの安全課へ派遣) ・・	• • • • • • 5
上井	淳	(宮城県土木部建築宅地課へ派遣) ・・・・・・・・	8
森本	貫太	(宮城県仙台土木事務所河川部へ派遣) ・・・・・・	• • • • • • 12
Ⅱ 熊	《本地	2震被災地派遣職員活動報告	
平成3	O年原	度派遣職員	
稲葉	昇吾	(熊本県県北域本部阿蘇地域振興局工務第二課へ派遣)	• • • • • 17
			(敬称略・五十音順)

I 東日本大震災被災地 派遣職員活動記録

職員氏名	松田将成
派遣先部署	宮城県気仙沼地方振興事務所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成 29 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日 (2 年)



派遣された宮城県気仙沼地方振興事務所は宮城県最北の事務所で、所管は気仙沼市から南三陸町に渡ります。漁業活動が盛んであるため、津波の被害が特に大きかった地域です。

私が派遣された平成 29 年度は震災から約 6 年を経過しておりましたが、沿岸部では復旧工事が盛んに行われており、完全な復旧への道のりの険しさを改めて認識しました。

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

配属された宮城県気仙沼地方振興事務所 水産漁港部 漁港漁場

第二班では、気仙沼市 2 漁港、南三陸町 6 漁港の災害復旧事業を推進しており、班構成は、宮城県職員 5 名、民間企業を退職され任期付きで採用された職員 2 名、愛知県からの派遣職員 1 名、私の 9 名でした。半数近くが正規の宮城県職員ではなかったため、みんなで教え合い、支え合いながらの 2 年間でした。

(2)担当した業務内容

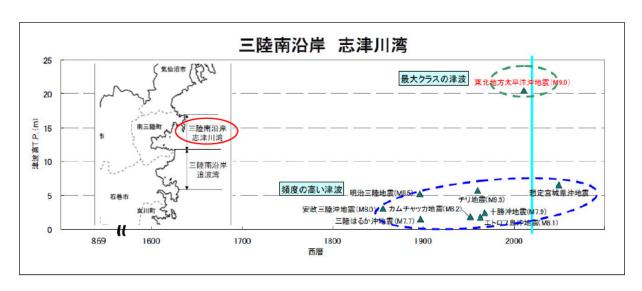
主担当として南三陸町の志津川漁港における災害復旧事業に携わりました。災害復旧事業の中で も海岸施設である防潮堤工事の進捗が遅れており、防潮堤工事が主な担当業務となっていました。

海岸施設復旧工事についても災害事業であるため、原形復旧の考えの元、基本的には被災前と同じ高さまでの復旧となりますが、背後に人家など守るべき対象がある場合は、L1 津波に対して被害を防げるように嵩上げを行い復旧しています。L1 津波とは、一定頻度(数十年から百数十年に一度

程度)で襲来すると想定される津波です。L1 津波に対応した堤防高さは、海岸ごとに設定されており、私が担当していました志津川湾では、TP+8.7mにもなります。東北地方太平洋沖地震で発生したような最大クラスの津波には、ハード面だけでなく、ソフト面も合わせての対応となります。南三陸町では居住区をすべて高台へと移転させ、最大クラスの津波での浸水区域を居住不可とし対応しています。

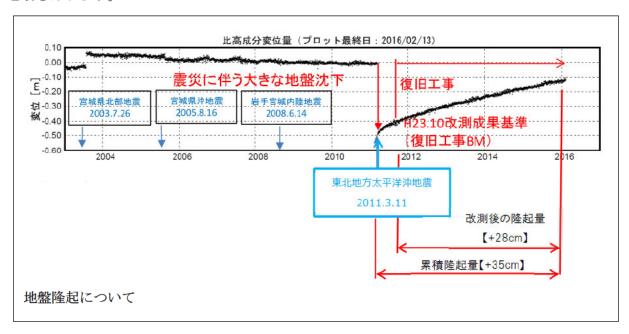


L1 対応防潮堤 TP+8.7m



防潮堤工事以外でも業務を遂行するうえで、様々な困難がありましたが、震災から時間が経過した今だからこそ見えてきた問題もありました。

宮城県では震災時に最大で 107cm もの地盤沈下が発生しましたが、その直後から地盤が元の位置 まで戻ろうとする"地盤隆起"と言われる現象が発生しています。5年間で最大 44cm 隆起している 地域もあります。



岸壁などの漁港施設は、沈下した分の嵩上げを行うことで元の高さまで復旧しています。そこに 地盤隆起が発生すると、隆起した分だけ被災前より施設が高くなってしまいます。それに伴い、漁港 利用上の問題が引き起こされています。

例えば、岸壁の天端高が高くなることで、漁船の乗降に支障を来す、また桟橋では上版と水面との 間隙が広がり、そこに小型漁船が潜り込むことで転覆につながるなど、人身事故に繋がり兼ねない 問題もありました。

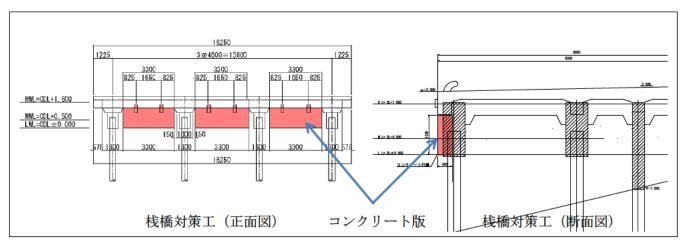
そこで地元漁業者からの強い要望を受け、桟橋の潜り込み対策に設計から施工まで携わりました。 対策工法については、当初ゴム製の2次製品を検討していましたが、費用が高額となり、全延長の 対策という要望に応えるため、再検討を行い、最終的にはコンクリート版での対策を採用しました。 岸壁の利用頻度は高かったため、施工時期の調整に苦労しましたが、対策後には、安心して利用できるとのお声を頂くことができ、うれしく思いました。こういった小さいながらも、すぐに効果の実感できる工事は、漁業者の活動意欲向上にもつながり、大切であると実感しました。



対策の必要な岸壁



潜り込み対策を講じた桟橋(施工前)



(3) 成果·実績

防潮堤工事については、景観悪化などを理由に未だ地元合意にすら至っていない漁港もあります。 そのような状況の中、平成29年度に防潮堤工事1件の発注を行うことで、志津川漁港における災害 復旧工事の発注率を100%とすることができました。

また、用地買収が完了していない防潮堤工事において、地権者の方への丁寧な説明を行うことで、工事への理解が得られ、完成に至ることができました。その方は漁師で、防潮堤の建設によって仕事場である漁港への乗り入れがどのように変化するのか不安に感じられていました。現場へ何度も足を運び、乗り越し道路の勾配や幅員、見通しなどを説明することで、不安が解消されたものと思っています。防潮堤の建設は、景観だけでなく周辺の利用状況を大きく変化させるため、地元の方が不安に感じるのは当然だと思います。復旧工事は早期着工しなければなりませんが、地元の方への説明は時間をかけるべきだと実感しました。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

派遣業務を通じて、重要である、必要であると感じたことを3点紹介させていただきます。

1点目に、復興の時期に合わせた人材配置が重要になると感じました。震災後の初動は災害査定などで技術職員の方が多く活躍されると思いますが、その次には用地を取得する事務職員の方の存在が重要となってきます。復旧工事の 1 番の足かせは、用地取得の遅れであると強く思いました。気仙沼地方振興事務所でも震災発生後7年を経過した昨年度にも用地担当職員を3名増員しています。査定後はいち早く、用地担当職員を増員すべきと思います。

2点目、大規模地震後の"地盤隆起"は発生するものと考え、漁業者と被災後の漁港の利用計画について調整しておく必要があると感じました。一部の岸壁は隆起を考慮した高さで復旧しておくなどの対応を決めておくことで、地盤隆起に係る漁業活動への影響を少なくできると考えました。

最後に、施設台帳の細やかな整理および更新の必要性を感じました。災害復旧事業であれば、基本的に原形復旧となるので被災前と同程度の機能までしか復旧できません。そのため、被災前の施設がどのような状態であったか説明する必要があります。派遣職員は被災前の施設の状態がまったくわかりません。被災前の施設状況を理解するうえで、施設台帳の写真や図面が非常にありがたかったです。東日本大震災のことを考えると、今の状況がいつどのように変化するかわかりません。常に細やかな情報整理をしていく必要があると考えています。

以上の3点について、周知及びこれからの業務に生かしていきたいです。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

気仙沼地方振興事務所への長期派遣は私が初めてであったため、前任の方からの情報が得られず、 業務内容や生活環境について不明なことが多かったです。そのような場合、赴任前に他自治体の派 遣職員の方とお話できる機会があれば戸惑いも軽減できるかと思います。

(3)後続の派遣職員へのアドバイス

気仙沼市は太平洋に面しており、宮城県の内陸地域と比べると降雪も少なく、温暖であったため、 予想以上に快適に過ごすことができました。しかし、冬期は路面凍結の恐れがありますので、冬期の 運転には気をつけてください。宮城県では、三重県にはない"ホヤ"や"サメの心臓"など珍味もあ ります。ぜひ楽しんでもらえればと思います。

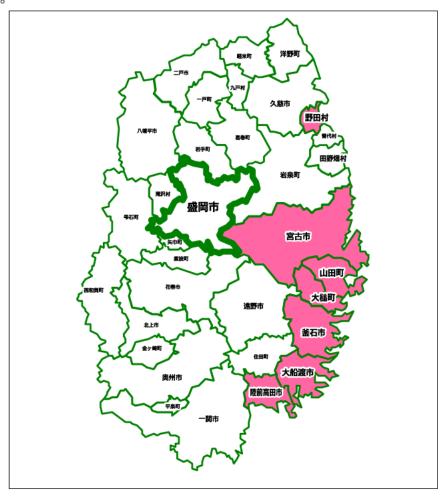
職員氏名	今西 泰久
派遣先部署	岩手県環境生活部県民くらしの安全課
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日 (1年)



派遣された所属(岩手県庁)がある盛岡市は、内陸部に位置し、沿岸からは90km以上離れていたことから、東日本大震災の被害をほぼ感じることはありませんでした。

しかし、沿岸部を訪れると、津波による壊滅的な被害からの復興に向け、各市町村の復興計画に 対応したまちづくり事業(都市再生土地区画整理事業、防災集団移転促進事業、津波復興拠点整備 事業、漁業集落防災機能強化事業)や災害公営住宅等整備事業などが進められており、現在も工事 車両が行き交う状況に驚きました。

この派遣で担当しました水道関係については、3月11日の本震により県内約18万戸が断水しましたが、同年7月までに応急復旧工事等により解消しています。現在、被害の大きかった沿岸の7市町村(宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市(野田村は平成27年度完了)※着色箇所)の水道事業体では、まちづくり事業の進捗に合わせ、順次施設の本復旧を進めている状況です。

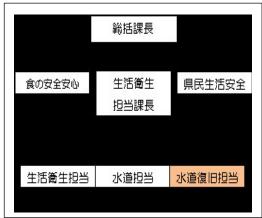


2 被災地での業務概要

(1)所属部署の業務内容

派遣先である県民くらしの安全課には「食の安全安心」「生活衛生」「県民生活安全」の3つの 班があり、県民生活に身近な課題について、県民の視点に立った施策を行っています。そのうち、 私が派遣された「生活衛生」は、「生活衛生担当」、「水道担当」、「水道災害復旧」の3つの係か らなっており、業務概要は以下の通りです。

- ① 生活衛生担当:旅館、公衆浴場、クリーニング、 理容・美容、墓地・埋葬等に関する業務。
- ② 水道担当:水道事業の許認可、水道統計、水道事業の広域化、水道施設の国庫補助事業 (災害以外)等に関する業務。
- ③ 水道災害復旧担当:東日本大震災で被災した市 町村における水道施設整備計画に係る技術的指 導、東日本大震災災害復旧事業に関する業務。



東日本大震災に係る派遣職員は「③水道災害復旧担当」に所属し、岩手県職員1名、東京都職員1名、埼玉県職員1名、神奈川県職員1名、三重県職員1名の5名体制で「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費の国庫補助に関する業務」を行いました。

(2)担当した業務内容

東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧事業については、従来の災害復旧補助金交付要領とは別に、「東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱」が制定され、補助率のかさ上げなどの特例措置を定めて実施されています。また、東日本大震災により被災した沿岸部の水道施設等に係る補助事業においては、被災自治体の復興計画が策定中のため復旧方法を確定することができず、早期の災害査定の実施が困難な場合について、災害査定方法等の特例を定めて事業が実施されています。

通常の災害復旧事業では原形復旧が原則となっていますが、東日本大震災による沿岸部の被害は甚大で原形復旧が不可能または困難なため、仮に原形に復旧するものとして国の災害査定を受け(復旧事業の実施は保留)、まちづくり事業が進捗し、水道施設の復旧方法が確定した時点で、国(厚生労働省、財務省)と協議を行い、承認されれば復旧事業の保留が解除され当該復旧事業に着工することができます。

主な業務として、被災6市町から県に提出される上記協議のための書類(実施計画協議書)について、書類の過不足、補助金交付要綱への適合性、復旧方法の妥当性の審査等を行い、厚生労働省への進達までを担当していました。実施計画協議後は保留解除された復旧事業が順調に進んでいるか、問題は発生していないかなどを現地訪問などにより随時確認を行いました。

水道施設の復旧は、まちづくり事業の進捗に合わせて順次、事業終盤の限られた期間に実施されています。このため、関連するまちづくり事業の進捗(計画の変更や用地交渉の遅延など)により大きく影響を受けており、必要に応じ復旧事業計画の変更(再協議)への対応を行いました。

(3) 成果・実績

平成30年度は36件(うち平成31年度実施分12件)の実施計画協議書の確認が終了し、 沿岸部各市町村の水道施設の復旧完了に向け着実に進捗しました。



山田町 都市再生区画整理事業の進捗状況(左: H29.8 撮影、右 H30.8 撮影) 【都市再生区画整理事業の進捗に合わせ、道路舗装前に水道施設の復旧工事を実施】

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

東日本大震災から8年が経過し、復興の大詰めを迎えています。しかし沿岸部ではいまだ復興 の道半ばの状況です。現地を訪問すると、報道では伝わらない今回の被害の大きさ、自然災害の 恐ろしさや課題などを肌で感じることができました。

三重県でも相当の被害発生が懸念されている南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率が 引き上げられました。地震発生の可能性が年々高まっているなか、災害対策活動体制の一層の強 化が課題となっています。

有事の際は他自治体職員等の応援が欠かせませんが、応援職員が全力を出せるように受け入れたの職場は応援職員のサポートを行うことも念頭に置き、応援職員を含め一丸となって効率的に業務を行えるよう、普段から有事の際の体制を準備しておく必要があると感じました。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

居住先や担当業務について、赴任前にできるだけ詳細な情報を提供していただけると、戸惑いも低減できると思います。他県派遣職員は、事前に職場・居住先の確認を行い引継ぎも行っていますが、当県においては人事異動命令が直前であり、準備なく派遣されることになるため、負担が大きくなっています。

(3)後続の派遣職員へのアドバイス

岩手県や他の派遣職員の方とプライベートを含め交流を深めることができました。1年という限られた時間ですので積極的に交流の輪を広げ様々なことにチャレンジしてください。慣れない地での生活は大変ですが、県内には観光地や温泉施設も多数ありますので休日等には気分転換を兼ねて訪れてみるといいと思います。

職員氏名	上井 淳
派遣先部署	宮城県土木部建築宅地課開発防災班
派遣先での役職名	主任主査
派遣期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日 (1年)



派遣された宮城県庁は沿岸部からは10km以上離れた仙台市の中心部に位置しています。

私が赴任した時期は、震災から7年が経過しており、市街地は震災が起きたことを全く感じないほどでしたが、沿岸部では大規模な工事が今なお進められており、まだまだ復興途中という様相でした。

また、特に被害が大きかった沿岸部は、家屋等が 津波に流され、広大な空き地が続いているところもあ り、そうした光景を見ると、当時の被害の凄まじさを 改めて感じました。

被災当時の沿岸部 (宮城県)



2 被災地での業務概要

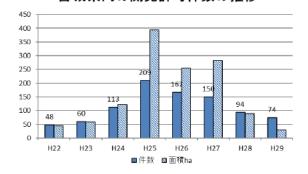
(1) 所属部署の業務内容

私が赴任した建築宅地課開発防災班は、都市計画法に基づく許認可を行う部署で、当該許認可 に伴う審査・相談に係る業務を行っていました。また、震災後に市町が行った防災集団移転促進 事業が完了しつつあり、当該事業の交付金検査の業務が膨大となったため、それらの補助を行っ ていました。

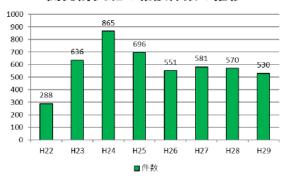
震災前は宮城県の職員4名と業務補助職員1名で、震災後は派遣職員が2名加わり、最大7名の職員が在席していました。

私が赴任した際は、派遣職員が1名となり、6名体制でしたが、業務も落ち着き始めており、 ピーク時には865件あった相談件数も530件まで減少していました。それでも震災前の 2倍ほどの件数がありましたので、来客が重なると全班員が相談対応しているというような状況でした。

宮城県内の開発許可件数の推移



開発防災班の相談件数の推移



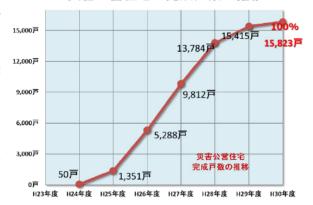
(2)担当した業務内容

担当した主たる業務は、一般県民からの相談対応でした。都市計画法に定める都市計画 区域には、市街化調整区域という建築等に関する規制が厳しい区域があり、住宅等を建築するには、原則許可が必要となります。そのため、一般県民から市街化調整区域に被害にあった住宅を再建できるかといった類の相談が多くありました。そうした相談の中には、被害にあったにもかかわらず、許可条件に合わず、再建できない方もいるため、審査するうえで、葛藤もありましたが、公正・誠実に対応することで、理解を得られるよう努めました。

また、防災集団移転促進事業や災害公営住宅の建設 に伴う開発許可の審査を担当しましたが、私が赴任し た平成30年度は事業も終盤になり、当初許可の変更 や完了検査といった業務が主でした。特に、宮城県内 で建設される最後の災害公営住宅であった東松島市 にある「柳の目西地区」については、メディアも注目 しているなかで、完了検査を担当したため、少しプレ ッシャーに感じましたが、同時にやりがいのある業務 でした。

業務を通じて感じた課題は、防災集団移転促進事業により発生する移転元地の利活用です。防災集団移転促進事業は、津波等で被害を受けた土地(移転元地)を行政が買い取り、被災者が集団で移転できる住宅地を供給する事業です。事業制度上、買い取った移転元

災害公営住宅の完成戸数の推移



防災集団移転促進事業の進捗状況

<平成30年5月時点>

	防災鎮	集団移転促	進事業
市町名	計画地区数	造成工	事着手等 住宅等建築 工事着手
仙台市	14	14	14
石巻市	56	56	56
塩竈市	2	2	2
気仙沼市	51	51	51
名取市	2	2	2
多賀城市			
岩沼市	2	2	2
東松島市	7	7	7
亘理町	5	5	5
山元町	3	3	3
七ヶ浜町	5	5	5
利府町			
女川町	22	22	21
南三陸町	26	26	26
合計	195	195	194
(進捗率)		(100%)	(約99%)

地は、条例により災害危険区域に指定する必要があり、またそうした土地は、市街化調整区域が重なっていることもあるため、土地利用に制限が多く、実際の利活用が難しい土地となります。実際、建築制限が厳しいため、移転元地の多くが公園やパークゴルフ場といった限定的な使われ方をしています。今後は大胆な規制緩和も視野に入れ、震災復興のための新しい都市計画のあり方を構築していく必要があると感じました。

土地区画整理事業により整備された新蛇田地区(宮城県石巻市)



(3) 成果・実績

開発許可、建築許可等について、標準処理期間を 超えることなく、着実に審査を行いました。

また、災害公営住宅に係る開発許可の業務については、関係市町と密に連携することで、平成30年度中の完成目標に遅れることなく、速やかに検査等を終えることができました。これにより、最後まで応急仮設住宅で生活していた方々に、安心して暮らせる住まいを提供する業務に携わることができ、宮城県の復興に少しは貢献できたと思います。

災害公営住宅



3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 宮城県では15,823戸の災害公営住宅が建設されましたが、全戸が完成するまでに7年を要したため、震災直後に入居を希望した被災者の入居意向の変化等により、既に空き家が多く出ていると聞いています。スピード感をもって事業を進めることも重要ですが、年度ごとに必要戸数を見直す等、柔軟な対応も必要と感じました。
- 宮城県庁の職員として1年過ごしましたが、本当に親切に接していただき、慣れない職場にスムーズに溶け込めるよう配慮いただきました。有事に他県から応援で派遣職員が来られた際は、同じ立場を経験した身として、率先して親交を深め、派遣職員が安心して業務を行えるよう努めたいと思います。

(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

- ・ 県幹部の激励訪問の際は、緊張もほぐれ、大変楽しい時間を過ごすことができました。や はり同郷の方と話したり、食事をする機会があるのは大変心強く感じましたので、引き続き 定期的な訪問機会を設けていただければと思います。
- 三重県への帰省に際しては、全ての派遣職員が公平に三重県に戻れる機会を設けていただけるとありがたいです。

(3)後続の派遣職員へのアドバイス

・ 1年間の派遣生活は、本当に充実した時間を過ごすことができました。東北は四季をはっきりと感じ取れる素晴らしいところで、特に秋の紅葉は素晴らしいので、是非とも堪能してください。また、東北は日本酒や食べ物が美味しいところでもあるので、東北を周遊しながら、各地のグルメと地酒を味わうという贅沢な旅を楽しんでください。

建築宅地課の皆様



栗駒山(宮城県)



岩手山(岩手県)



鳴子郷 (宮城県)



職員氏名	森本 貫太
派遣先部署	宮城県仙台土木事務所
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成 30 年 4 月 1 日~平成 31 年 3 月 31 日 (1 年)



派遣された仙台土木事務所は仙台駅から東に4kmほど離れた仙 台市の中心部に位置しています。

仙台市を含む宮城県内陸部においては、道路や河川護岸の復旧が進 み、震災被害の状況は、当時の写真がないとわからないほどに復旧・ 復興が進んでいました。一方で、沿岸部では防潮堤工事に着手したば かりの施工箇所がまだあり、工事車両がせわしなく行き交い、地域に よる復旧・復興の進捗に大きな差を感じました。



仙台土木事務所の管轄エリア

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

仙台土木事務所は、道路部、河川部、総務部、建築部の4つの部署からなり、合計137名が 勤務する大規模な事務所で、仙台市をはじめとする6市7町1村を管轄していました。その中で 私が所属した河川部は4つの班からなり、主に河川・海岸・砂防にかかる整備を行っていました。

代々三重県はその内の1つである河川砂防第三班に配属されており、管内北東部の3市5町 1村(多賀城市、塩竃市、富谷市、利府町、七ヶ浜町、松島町、大和町、大郷町、大衡村)を担 当しており、仙台土木事務所で最多の市町村を担当していました。 班の体制は、宮城県職員が7 名、埼玉県から1名、神奈川県から1名、愛知県から1名、三重県から1名の計11名で構成さ れていました。

平成30年度は、宮城県が平成23年10月に策定した「宮城県震災復興計画」の発展期に入 り、平成32年度までの復興目標の最終段階に入ったこともあり、復旧復興を完了させるため一 丸となって業務に取り組んでいました。

復 旧 期 H23~H25 3年間

再生期 H26~H29 4年間

発 展 期 H30~H32 3年間

宮城県の

■復興の基本理念

基本理念 1

災害に強く安心して暮らせるまちづくり 基本理念2

県民一人ひとりが復興の主体・総力を結集した復興 基本理念3

「復旧」にとどまらない抜本的な「再構築」

基本理念 4

現代社会の課題を解決する先進的な地域づくり

壊滅的な被害からの復興モデルの構築

■復興のポイント

1 災害に強いまちづくり宮城モデルの構築

- 2 水産県みやぎの復興
- 先進的な農林業の構築
- ものづくり産業の早期復興による「富県宮城の実現」
- 多様な魅力を持つみやぎの観光の再生
- 地域を包括する保健・医療・福祉の再構築
- 再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成
- 8 災害に強い県土・国土づくりの推進
- 未来を担う人材の育成
- 10 復興を支える財源・制度・連携体制の構築

(2)担当した業務内容

松島町内を流れる二級河川高城川災害復旧事業及び復興交付金事業の担当として、積算・工事監督・関係機関調整等を中心に業務を行いました。高城川は松島町を縦断する全長 7.4km の二級河川であり、日本三景で有名な松島のある松島湾へと注いでいます。

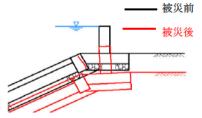
① 高城川河川災害復旧事業

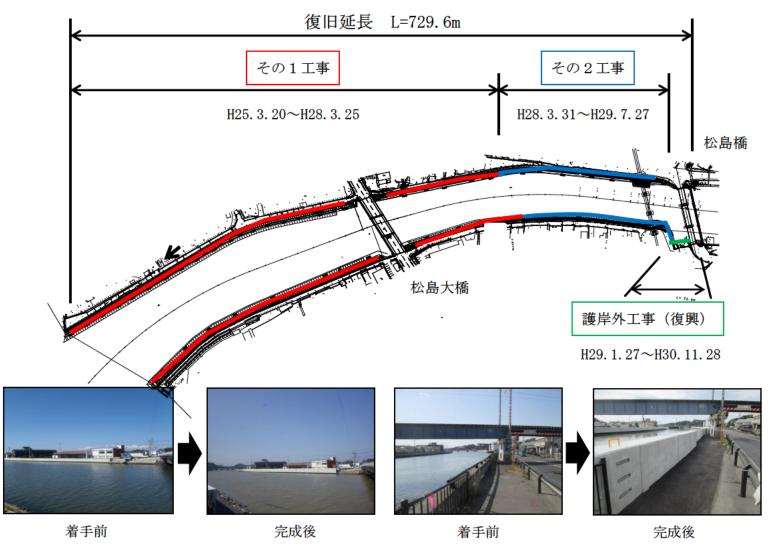
高城川の河口部から上流へ約700m区間は災害復旧事業区間として採択されており、主に地震によって護岸が不等沈下したことによる治水安全度の低下を改善するため、河川護岸の災害復旧を行っていました。

これまでに平成27年度に1期工事、平成29年度に2期工事が 完成し、災害復旧区間の護岸整備は概ね完了していました。

しかし、道路橋梁の架替えを行うために施工時期について調整中で、復旧していなかった陸閘があり、仙台土木事務所道路部や松島町と調整を行い、平成30年11月に完成し、これをもって災害復旧工事すべてが完了しました。







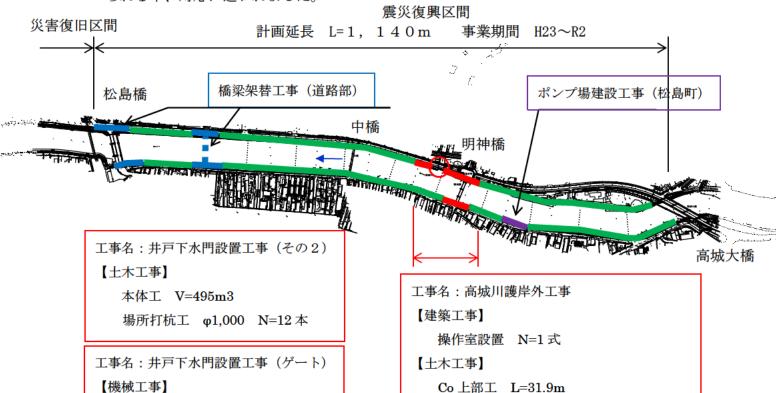
② 高城川復興交付金事業

①の災害復旧区間から上流に約 1,140m 区間において復興交付金事業として、災害復旧事業 区間と同様の護岸整備に加え、高城川の支川である新川の水門新設工事及び町道橋梁への陸閘 新設工事の積算・工事監督・関係機関調整等を担当しました。

この事業は元々昭和58年から宮城県が河川改修事業として震災前から実施していたのですが、東日本大震災を受け、復興交付金事業として整備を進めていました。しかし、平成27年9月の関東・東北豪雨の影響で班内の業務量が増えたことにより、平成28年度から三重県からの派遣職員が担当することとなりました。

当該事業区間は護岸背後地に家屋や国道が近接しており施工するための空間が狭く、また同じ施工区間内に他の事業者が発注する橋梁工事や水道工事などが予定されていたため、交通規制や施工時期など細かな調整が必要で、かつ多くの関係機関と事前に調整することが重要でした。

さらに、三重県では近年施工実績のない水門の新設工事があり、慣れていない機械工事や建築工事の積算や監督業務があり、また発注要件の都合上、同一施工箇所で複数の施工業者が現場に入るため、予定通りの工程で工事を進めるには非常にタイトなスケジュール管理が求められる中、対応に追われました。





水門制作・据付工 N=1 式

W14.800 x H3.900

着手前





排水構造物工 L=977m

陸閘工 N=2 基

水門施工現場

- ・ 高城川災害復旧事業では、橋梁架替工事のため、橋梁取付部である陸閘及び護岸の嵩上げを 完了させ、それに伴い、高城川災害復旧工事をすべて完了させることができました。
- ・ 高城川復興交付金事業では、水門新設工事をはじめとする計4工事を監督しました。当施工 区間は、右岸側は国道45号、左岸側は生活道路である狭小な町道と近接しており、施工が非 常に困難な現場でした。

その中で、宮城県発注工事が5件(河川:4件、道路1件)、松島町発注工事が3件(建設1件、水道2件)、計7件もの工事業者が現場周辺の交通規制を行うため、地域住民への周知に工夫が求められました。

そこで、県が中心となって各関係機関に呼びかけ、連絡調整会議を開くこととし、その調整会議でまとめた交通規制や施工時期についてまとめた回覧を作成し、地元住民に周知することで、工事による影響を最小限に抑えることができました。

3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 震災から7年が経過し、復旧・復興が進んだ分、これまでに工事をしてきた成果品や設計 成果等が莫大な量となっていました。しっかりとした整理整頓のルールがない中で、各担当 が忙しく業務を行っていることもあって、書庫から成果品等があふれて、執務室内に仮置き してあったり、他部署の保管場所に間借りしていたりして、どこに何があるかわからない状態でした。引継がれた業務の詳細について調べる際に、その資料を探すために1日程度時間 がかかることもあったため、日頃から整理整頓のルールを周知し、しっかりと管理していくことの重要性を改めて認識しました。
- ・ 震災から時間が経過するごとに、その時々で住民から職員への整備に対する要求が変化すると感じました。震災直後は元通りの生活ができるよう、少しでも早くの復旧を望まれ、整備が進んでくると、より使いやすいようにと利便性などの品質向上を求められ、最終段階では日本三景が見たいなどの景観といった付加価値を求められました。

長期にわたって整備を行うような大規模な事業では、担当者が変わることが多々ありますが、その都度対応が変わってしまわないように、対応内容について記録し、後任者へ引継ぐことで、伝え損なうことがなくなり、住民からの信頼につながると感じました。

・ 前例の無い状況下では、状況を正しく把握することが最も重要だと思います。被災者が置かれている環境、支援の受給状況、被災者自身の状況、ニーズ、活用できる周辺資源の状況等を把握、勘案して、必要な支援の判断材料とします。必要とされるスピードに応じて、限られた判断材料の中から、「とりあえずやる」ことも必要と学びました。方法や内容に多少改善の余地があろうと、実施して初めて次の方向性が見えることも多いと思います。

(2) 派遣生活で配慮して欲しいこと

・ 宮城県に派遣している他県職員と違い、三重県 は一般職員の被災地研修がありません。現地で実 際に被災状況や復旧・復興状況を見ることは、い つでもできるようなことではなく、得られるもの は何物にも代えがたいものだと感じました。

県幹部職員や防災部局職員の訪問のほかにも、 若手職員や被災地に行ったことのない職員も三 重県から視察に行けるよう予算の確保等を行っ てほしいと思いました。



・ 派遣先は、容易に毎週末帰省できるような場所ではなく、また帰省に係る旅費も高額になるため、定期的に業務報告会を開催するなど、公務で三重県に戻れる機会を設けていただけるとありがたいです。

(3)後続の派遣職員へのアドバイス

- ・ 他県の職員と共に業務を行うことはめったに経験できるものではありません。三重県には ない良いシステムや体制を吸収し、三重県の良いところを他県に PR して、お互いに有益な 関係を築いてください。
- ・ 宮城県に住居を構え、東北地方に気軽に足を運べる環境は派遣されないと体験できない貴重な環境です。日々の業務は大変だと思いますが、ワークライフバランスのためにも東北を満喫してください。











Ⅱ 熊本地震被災地 派遣職員活動記録

職員氏名	稲葉 昇吾
派遣先部署	熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局 工務第二課災害第二班
派遣先での役職名	技師
派遣期間	平成30年4月1日~平成31年3月31日 (1年)



派遣された熊本県阿蘇地域振興局は、熊本県の北東部、阿蘇地域の中央部に位置しており、熊本県と大分県の県境を有し、大分県の2市を含めて8つの市町村と隣接しています。地形は、阿蘇五岳を中心とする世界最大級のカルデラや広大な草原を有し、比較的平坦地の多い阿蘇谷と、それを取り巻く阿蘇外輪地域で形成されています。

私が熊本県に赴任した時は熊本地震発生から約2年が経過していましたが、阿蘇市と熊本県の中心部を結ぶメイン道路の国道57号やJR豊肥本線は地震によって発生した大規模な斜面崩落により遮断されており、未だ復旧が完了されていない状況でした。



また、阿蘇地域は熊本県内有数の観光地で有名で、観光名称となる多くの観光地を有していましたが、中には地震の被害により復興の目途が立たず観光客が立ち入りできない場所もあり、被災地の復旧がなかなか進んでいないことを改めて感じました。

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局土木部工務第二課は平成24年の九州北部豪雨に係る阿蘇市内における白川水系の河川激甚災害対策特別緊急事業を行う災害第一班と、私が所属した、阿蘇市、南阿蘇村、西原村における平成28年の熊本地震に関する災害関連緊急砂防事業及び災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業、砂防激甚災害対策特別緊急事業等を行う災害第二班で構成される部署です。

この2つの大きな災害の一部を熊本県職員(プロパー職員)16名、他県からの派遣職員2名 (鹿児島県庁、三重県庁)、業務支援による専従の設計コンサルタント6名の合計24名で対応 していました。

所属した災害第二班の担当事業数

災害関連緊急砂防事業(25件)+砂防ソイル集中プラント(3件)

災関関連緊急急傾斜地崩壊対策事業(12件)砂防激甚災害対策特別緊急事業(4件)防災安全交付金(火山砂防事業)平成28年熊本地震(3件)

(2)担当した業務内容

私は阿蘇市内の災害関連緊急砂防事業(字十川砂防、一里山川砂防、西小園川砂防)

3 件、南阿蘇村内の災害関連緊急急傾斜事業(玉来地区急傾斜)1 件の工事監督業務を担当し、 地元説明や現場の変更に対する対応、竣工検査まで携わりました。

この中で災関緊宇土川砂防事業、災関緊一里山川砂防事業、災関緊玉来地区急傾斜事業については、私の派遣期間中に竣工を迎えることが出来ましたが、前項に紹介した災害第二班の担当する業務は膨大であり、県の力だけではすべて完了出来ない事業もあり、平成30年度までに竣工出来ないものは、国土交通省が事業を進めることになりました。

◎特に配慮をした災害関連緊急砂防事業について

砂防事業では堰堤の設置に伴う掘削で多くの土砂が発生することから、広大な残土処分地が必要となります。しかし、阿蘇地域は国立公園内を含む地域も多く、残土処分地の確保が難しい状況であったことから砂防ソイルセメント工法を採用しました。この工法は通称 INSEM 工法と呼ばれており、現地発生土砂とセメントを混合し、振動ローラで締固め、構造物を構築する工法であるため、土砂の発生を極力抑えることが出来ました。

また、災関緊宇土川砂防事業、災関緊一里山川砂防事業は、同時期に施工することから、工程管理と品質管理を一元管理するため、下記のように集中プラントを採用し、施工管理を徹底していました。

1号集中プラント(宇土川・一里山川)



(3) 成果·実績

私の派遣期間中に災関緊砂防事業(宇土川、一里山川)2件の工事着工及び竣工させ ることが出来ました。

災関緊砂防事業(西小園川)は用地買収、工事用道路設置、掘削工まで完了し、次年 度から国土交通省にて事業を推進することになりました。

また、災関緊急傾斜事業(玉来地区)においては、当該事業は終えたものの関連する 県道の道路災害復旧事業及び南阿蘇村による宅地再建事業を引き続き施工しているため、 すべての工事が竣工するのは、もう少し時間がかかる見込みです。

◎災害関連緊急宇土川砂防事業

概要:堤高H=14.5m 堤長L=145.0m 堤体V=11,444m3 鋼製スリット 109.8t

竣工日:平成31年3月

着工前



竣工後



◎災害関連緊急一里山川砂防事業

概要: 堤高 H=10.5m 堤長 L=148.0m 堤体 V=7,360m3 鋼製スリット 15.8t

竣工日: 平成31年1月

着工前



竣工後



3 派遣業務を通しての気付き

(1) 県政に生かしたいこと

- ・ 私の赴任した阿蘇地域振興局は職場の雰囲気がとても良く職員がとても働きやすい職場であったと思いました。熊本地震から一日でも早く復旧ができるように職員ひとりひとりが高いモチベーションを持ち、チーム一丸となって仕事をやっているような感覚であったので、どんなに難しい状況となってもひとりで悩まず解決することが出来ました。
- ・ 赴任してから強く感じたことは、土地所有者の居所が不明、相続未処理などの理由により、事業用地の取得が困難であり、復興の加速化が思うように進まないことでした。被災前にできうる限り、土地所有者の把握や、相続手続きの促進を行っておく必要性を感じました。



(2)派遣生活で配慮して欲しいこと

- 派遣先は、容易に毎週末帰省できるような場所ではなく、また帰省に係る旅費も高額になるため、定期的に業務報告会を開催するなど、公務で三重県に戻れる機会を設けていただけるとありがたいです。
- ・ 派遣された場所は被災地であるため、宿泊施設等を自分たちで確保することは困難な状況です。食事や睡眠など生活するうえで必要な行為が満足にできないのが被災地であると思いますが、阿蘇地域振興局では派遣職員のために仮設住宅を用意していただいており、生活環境の面において不自由なく健康に生活することが出来ました。

(3)後続の派遣職員へのアドバイス

平成30年度で熊本派遣は終了しました。

~阿蘇地域の観光名所紹介~







編集後記

この記録集は、派遣職員が自ら見聞きし、経験した被災地の現状や、被災地での業務を通しての気付きを分かりやすくまとめ、派遣職員が被災地で得た経験や知見を広く共有することにより、今後の被災地支援や防災・減災の取組、受援の立場になった時の備え、後続の派遣職員の不安解消などに活用することを目的として作成しています。

今回は、東日本大震災被災地に加え、熊本地震被災地において平成31年3月まで業務に携わってきた5名の職員に「東日本大震災被災地等派遣職員活動記録集2019」への執筆協力をお願いしました。

東日本大震災から8年が経過し、被災地では復興が進んでいる地域がある一方で、沿岸部では未だ大規模な工事が行われているなど、復興への道半ばの地域もあります。

一方、熊本地震被災地への派遣職員は、災害復旧の最中に派遣されているため、現在の東 日本大震災被災地とは異なる課題や問題点が指摘されています。

こういった、派遣職員が被災地で感じたことを共有することで、迫りくる大災害に備え、私たちに求められることを知り、防災・減災体制の強化につなげることができれば幸いです。

三重県東日本大震災支援本部事務局

東日本大震災被災地等派遣職員活動記録集 2019

令和元年9月 三重県防災対策部

〒514-8570 三重県津市広明町13番地電話059-224-2181 FAX059-224-2199